

第1回農地部会議事録

- 1 招集日 平成30年1月5日（金）
- 2 開会日時及び場所
平成30年1月5日（金） 午後2時00分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成30年1月5日（金） 午後2時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者（12名）

1番	水口 正好	4番	渡部 篤	8番	本田 岩勝	9番	林田 剛
10番	横田 晴喜	14番	吉田 良一	16番	森崎 茂徳	18番	内田 弘幸
24番	草野 定	28番	田浦 則利	32番	鶴殿 徳康	34番	馬場 保

(2)欠席者（6名）

3番	大島 忠保	7番	渡辺 勝美	11番	松尾 文昭	15番	平野 利光
33番	渡邊 茂徳	36番	川内 幸徳				

(3)部会長の依頼により出席した委員（1名）

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	増富 浩彦
主 査	福田 智美
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴収について
- 日程第6 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について

午後2時00分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定に達しております。部長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして皆さん、新年明けましておめでとうございます。新年早々ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

早速ですけど、部会のほうを進めさせていただきます。

ただいまから、平成30年第1回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしく願います。

本日の付議すべき事項として、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第4号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」の判断について、以上5件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから起立し、マイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、16番、森崎委員、18番、内田委員、両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第1号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われま

す。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号105番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（14番 吉田 良一君） はい。議席番号14番、吉田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号105番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０５番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１号、受付番号１０５番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１４番 吉田 良一君） はい。議席番号１４番、吉田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０６番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０６番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１号、受付番号１０６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） はい。議席番号３２番、鵜殿です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０７番については、市外在住の譲渡人が耕作できないため、いこへ贈与する案件でございます。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０７番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１号、受付番号１０７番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０８番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１８番 内田 弘幸君） はい。議席番号１８番、内田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０８番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０８番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１号、受付番号１０８番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１０９番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１８番 内田 弘幸君） はい。議席番号１８番、内田です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１０９番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号１０９番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１号、受付番号１０９番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１１０番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２４番 草野 定君） はい。議席番号２４番、草野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１１０番については、経営規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１１０番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１号、受付番号１１０番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号１１１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２４番 草野 定君） はい。議席番号２４番、草野です。

農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号１１１番については、営農計画書にもありますとおり、新たに農地を借り受けて営農を開始する案件です。農地法第３条第２項の権利移動の不許可の例外として、権利の取得後における耕作が野菜等の栽培であり、かつ、その経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合には、下限面積に達しなくても許可できるとなっておりますので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号１１１番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１号、受付番号１１１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第３、議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第２号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号６２番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１４番 吉田 良一君） はい。議席番号１４番、吉田です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号６２番については、簡易手続相当の違反事案

に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請人は昭和５５年ごろより申請地を宅地の一部として使用されていきました。申請地は農振白地であり、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地であると考えられます。しかし、転用目的が既存の施設の拡張にあるため、第１種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができる案件であると思われます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題ないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号６２番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２号、受付番号６２番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号６３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（１４番 吉田 良一君） はい。議席番号１４番、吉田です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号６３番について、申請人は、太陽光パネル設置用地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

受付番号６３番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２号、受付番号６３番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号６４番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（２４番 草野 定君） はい。議席番号２４番、草野です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号６４番について、申請人は、一般個人住宅用

地への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号64番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第2号、受付番号64番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号65番から69番については同時申請の案件ですので一括審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（24番 草野 定君） はい。議席番号24番、草野です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号65番から69番について、申請人は、65番から67番は一般個人住宅用地への転用、68番・69番は進入路への転用を計画されています。申請地は農振白地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅であり、申請地が集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。受付番号66番から69番については、同時申請でなければ集落接続していると認められない案件です。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号65番から69番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

○委員（16番 森崎 茂徳君） 議席番号16番、森崎です。この進入路だけでも3畝近くあるようですが、そんなに進入路で面積が必要ですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 幅と長さが結構長いです。別添2の42ページで申請地の奥にある1815番の農地にハウスがあります。そのハウスにも行けるような進入路をつくりたいということで、このように長い進入路になっています。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（１６番 森崎 茂徳君） はい。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第２号、受付番号６５番から６９番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここでお諮りします。議案第２号、受付番号６６番から６９番の転用許可については、同時に申請された案件の転用許可が必要であることから、申請どおりの事業着工が行われていない場合は、許可取り消しを行う条件をつけて転用許可を行うべきと思われますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第２号、受付番号６６番から６９番の転用許可については条件つきで行うことといたします。

次に、受付番号７０番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。

○委員（４番 渡部 篤君） はい。議席番号４番、渡部です。

農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号７０番について、申請人は、風況観測用鉄塔設置用地への一時転用を計画されています。申請地は農振白地であり、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であることから、第１種農地であると考えられます。しかし、３年以内の一時的な転用であるため、第１種農地の不許可の例外に該当するものとし、許可をすることができると考えられます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

受付番号７０番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 議席番号１０番、横田です。この風況観測用鉄塔設置用地というところで転用目的があるんですけども、これはどういうものかもう１回詳しく教えてもらえないものですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしいですか。

○参事（増富 浩彦君） 風力発電用の風車と思ってもらえれば。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 個人用ですか。

○参事（増富 浩彦君） いや、個人用じゃなかつた。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 風力発電のための調査ですか。

○参事（増富 浩彦君） その調査のための鉄塔を建てるということです。

○委員（１０番 横田 晴喜君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第２号、受付番号７０番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第４、議案第３号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては水口委員と吉田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第２項の規定により退席をお願いします。

（１番 水口 正好委員、１４番 吉田 良一委員 退場）

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第３号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に適合する適正な計画であると思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

９ページ１４番から１０ページ２１番は所有権移転による案件、１０ページ２２番から１２ページ２７番は農地中間管理機構への貸付による案件です。

議案第３号に対する質疑を行います。まず、７ページから８ページについてご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、９ページから１０ページについてご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、１１ページから１２ページについてご質疑ありませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第3号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

ここで水口委員と吉田委員の入室を求めます。

（1番 水口 正好委員、14番 吉田 良一委員 入場）

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第5、議案第4号農用地利用配分計画（案）に係わる意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第4号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第4号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第4号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第4号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第6、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」の判断についてを議題とします。

事務局、提案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第5号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。

整理番号1番についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」の判断

については、対象地は農地ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は農地ではないと判断し、今後、非農地通知を発出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後 2 時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 1月 5日

議 長

署名委員

署名委員